

第2回 合志市女性・子ども支援協議会会議録

1. 日 時 令和2年11月11日（水）午後1時30分から午後3時
2. 場 所 合志市役所 2階大会議室
3. 出席委員 （敬称略）
田尻由貴子、岩永靖、宮田美野枝、三嶋竹子、原川太希志、松井美津子、
森涼子、渡邊明子、原尾初美、和田朋幸、山川あゆ美
（北合志署代理）中島、下村、（安心サポートセンター代理）中村
（欠席委員）塚本薫
事務局：岩田部長、坂本課長、篤永課長補佐、中山主幹、平田主査、池田 SV
4. 議題
 - (1) 児童相談所との情報共有システムについて
 - (2) 児童・女性相談窓口の広報活動について
 - (3) オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンについて
 - (4) 里親制度について
 - (5) その他

会長挨拶

前回の7月から久しぶりの感じがします。事務局から議題が出ているので、忌憚のないご意見をいただき、合志市の女性・子どものために生かせる形の会議になっていけばと思うのでよろしくお願いします。

5. 意見交換

(1) 児童相談所との情報共有システムについて

情報共有システムというのは、市町村と児相において連携強化を具体化するために、システムを構築するというもので、今年度から予算を取って国が構築を始めています。虐待の疑いがある児相に通告があると、児相が共有システムを利用して、市が持っている児童の世帯情報、支援の有無を閲覧して迅速な対応ができるようになります。この閲覧については、制限があって、よその市町村が本市の児童の情報を閲覧することはできないようになっています。

運用後の利点としては、土日夜間を問わず、常に要保護児童の情報化を関係機関（児相と市町村）で行うことができます。転出の異動を伴う場合も、情報共有システムを通して転出先の自治体で支援できる体制をとることができます。

システムが整備されて、将来的に運用が開始されると、途切れることがない支援に繋

げることができると考えているので、本市としても導入を考えています。

(委員)

運用開始の導入はいつ頃になるかまだわからないのですか？

(事務局)

導入開始の時期は国では令和3年度中となっておりますが、合志市としては、近隣の自治体や熊本県の動向を見ながらやっていきたいと考えています。

(委員)

転入してきた時点で、要保護児童とかわかるようなシステムになっていますか？

(事務局)

転入してきた時点で、基本的に要保護児童として扱います。

(委員)

この全国共有システムは、整ったところから始まるのではなくて、全国一斉に始まるのですか？

(事務局)

県内は開始時期が自治体によってバラつきがあります。令和3年度の当初から開始するところもあれば、後半からとか、まだ未定だということもあり、市も情報収集しながら決めていく形をとりたいと思っています。

(2) 児童・女性相談窓口の広報活動について

現在、市役所や公共施設の女性トイレと誰でもトイレにクライシスカードを置き、女性や子どもの相談窓口ということで、クライシスカードを大きくしたものを女子トイレの個室に貼っています。

今回、男子トイレにも、体罰禁止を盛り込んだ別のチラシを作りましたので貼っています。

(委員)

これは新しく作られましたか？

(事務局)

新しく作りました。体罰のチラシを見て自分でチェックができるようにしています。QRコードが付いていますが、QRコードを読んでもらうと、DVや虐待防止のサイトに飛ぶようになっています。そこで189や8008の番号から相談ができるようになっています。

(3) オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンについて

今月が児童虐待防止推進月間、女性への暴力をなくする運動の期間となっており、11月の月間に合わせて、市として街頭キャンペーンを行うところです。

今月26日に11時からニシムタ、アンビーの前で、27日16時からユーパレス弁天、

クラッシーノの前で、資料に載っている小さいチラシとウエットティッシュを配布する予定です。女性・子ども支援課の職員と健康福祉部の他の課の職員にもお願いをして啓発活動をしていくところです。

広報の11月号にも体罰が法で禁止されたことの記事や里親制度についても掲載しています。

この広報の記事にはQRコードがふたつありますが、ひとつは、体罰等によらない子育てを広めようというものに飛ぶようにしています。

もうひとつは、「DV相談+」24時間対応のところのサイトに飛んで、チャットやメールで相談が対応できるようになっています。

(委員)

以前は、キャンペーンに見守りサポーターの方も参加されていたと思うが、今回の参加はありますか？

(事務局)

去年はサポーターの方をお願いしましたが、今年はコロナ感染症のことがありますので健康福祉部の職員に依頼しました。

(4) 里親制度について

里親相談支援専門員をされている和田委員の講話

(委員)

里親の年齢制限はあるんですか？

(講師)

養育里親の場合は、年齢制限は特に設けられていません。ただし、特別養子縁組に関しては、ガイドラインでは子どもが20歳になる時点で、65歳未満が望ましいだろうとなっています。ただし、あくまでガイドラインなので希望される方の健康状態を見ながら柔軟に対応させてもらっています。

(委員)

養育里親は結婚している人でないと受けられないのでしょうか？独身でもできるかと良く聞かれるのですが。

(講師)

養育里親の場合は単身でも可能です。登録自体も夫婦のどちらかが登録していただくといいです。結婚をされてなくてもいいです。ただ、養育に関しては一人では難しいだろうということなので、基本的には補助者の方、サポートしてくれる人がいるかどうかの確認はさせてもらっています。

特別養子縁組に関しては、夫婦でないとだめとなっています。

(委員)

養育者が共働きとかの要件はどうなっていますか？

(講師)

共働きの方も登録してもらって委託しているというケースも多くあります。その時には仕事を続けながら養育していくために必要なサービスをしっかり受けていくということで、保育園とか学童の利用等を勧めています。実際に保育園に空き状況がない場合にも、児相から意見書を書いてもらったりしながら保育園の利用ができるだけできるようにという取り組みをしています。

(委員)

その場合、働いていたら養育費が減らされますか？

(講師)

里親の所得に関係なく、子どもたちに必要な費用が支給されます。

(委員)

子どもの側にはどんな子どもでも里親制度を使う権利があって、施設入所されている方でも途中から里親さんに変わるということもあったりしますか？

(講師)

子どもたちの権利を考えた時に選択肢があるということはとても大事なことだろうなと思っています。ただ児童相談所の考えとしては、地域から離さないといけないとか、分離する目的によって里親さんのところをお願いできるか、心理とか職業指導員とか専門職がいるところがいいかとか、そういったことを検討された中で、児童養護施設とか里親とかと決定されるので、なかなか里親を勧められるだけ登録数がない現状です。

すでに施設に入所している子どもに関しては、実親の承認が必要となり、それがかなりネックになっています。里親委託率が伸びない原因のひとつには、実親が同意しないということが含まれています。

ただ、実親との交流が全くないような子どもについては、里親に委託になったケースもあるので、本当は全部の子どもたちが里親委託の可能性があると認めていただいていた方がいいかなと思います。

(5) その他

①子育て世代包括支援センターについて
センターの機能について説明

②合志市生活応援商品券について
合志市独自の生活応援商品券の事業と女性子ども支援課での支援の報告

③あったか親育ち講座について
児相が実施しているペアレントトレーニング「あったか親育ち講座」を市町村向けに

講義をするというもので、保護者からの相談に生かせるように12月に2日間に受講。

(委員)

子育て世代包括支援センターと女性・子ども支援課との棲み分けは具体的にありますか？

(事務局)

このセンターは、元気な妊婦さん方を始め、子どもさんや親御さんたちへのポピュレーションアプローチ的な機能が一番にあり、その中でリスクが高い方を選び出しながら手厚い支援を行なっています。その中に子どもを叩いてしまうとか、若年の妊婦とか要対協でいうところの特定妊婦とかを選び出された場合に当課と連携するという形になります。

(委員)

ここがとても大事だと思いますが、母子手帳の交付率はどれくらいですか？

(事務局)

正確な数字は把握はしていません。届け出の週数の差はあれ100%かどうかはわからないが、出産後にもらわれる方もいるので、限りなく100%に近い交付率と思います。

(委員)

届け出をしない人たちがハイリスクになることが多いようです。

6. 閉会